

病気や怪我によって、長期間働けなくなってしまった場合に、安心して療養して頂くための収入の一部を補助する、大塚製薬健康保険組合独自の制度です。

Group Long Term Disability

「GLTD」団体総合生活保険

(団体長期障害所得補償)

団体割引
30%適用



お申込みスケジュール

1. 加入申込締切日：2024年11月15日（金）
2. 加入申込方法：WEB募集サイトからお申込みください。
3. 保険期間：2025年2月1日午後4時から2026年2月1日午後4時までの1年間
4. 保険料の払込方法：2025年2月の給与より毎月引去

※月額保険料はWEB募集サイトにてご確認ください。

※保険料は、団体契約始期日時点の年齢・性別・標準報酬月額により決定しますため、お一人お一人で異なります。

新規に加入をご希望される方、既にご加入の方でプランを変更・脱退される方のみWEB募集サイトからお手続きください。

お問合せ先

取扱
代理店

大塚倉庫株式会社（幹事）
〒104-0053 東京都中央区晴海4-7-4 MAIL: sonpo@otsuka.jp
株式会社アドバンテッジリスクマネジメント（非幹事）
〒153-0051 東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒GTタワー17階
TEL: 0120-921-387（受付時間：平日10時～16時）

引受
保険会社

東京海上日動火災保険株式会社
担当課：化学産業営業部 営業第一室
〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1
大手町ファーストスクエア WEST 11階
TEL: 03-3285-1831

【ご加入内容をご確認ください】ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までにご加入者の方からの特典のお申出または保険会社からの連絡がない限り、当団体はWEB募集サイト等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、更新時には、保険料が年齢によって変更となったり、保険会社側から加入をお断りすることがありますのでご了承ください。

突然の病気やケガで長期間仕事ができなくなった場合に収入の一部を補償します。



あなたが病気やケガで働けなくなったとき、ご家族の生活はどうなるのか想像できますか？
死亡した場合は、公的保障や生命保険などで残されたご家族の生活は守られます。
しかし働けなくなった場合は、公的保障や生命保険からの保障もありますが、収入が減少し、
住宅ローンが支払えなくなるなど、ご家族が安心して暮らせる環境ではなくなるかもしれません。
大塚グループ 長期収入サポート制度に加入していれば、収入の減少がカバーされ、あなたと
ご家族の生活がサポートされます。

6つの特長

大塚グループ 長期収入サポート制度の特長

1

職場復帰後も継続補償!!

病気やケガが原因で就業障害となり、免責期間(90日)と無給付期間(1年6か月)を超えて就業障害状態が継続した後に復職した場合でも、就業障害が残り一部業務にしか従事できず、かつ20%を超える所得の喪失がある限り、所得喪失割合に応じて保険金をお支払いします。

2

最長満60才の誕生日までのロング補償!!

病気やケガが原因で就業障害となり、免責期間(90日)と無給付期間(1年6ヶ月)を超えてその状態が継続し、保険金お支払いの条件を満たしている場合、最長満60才の誕生日(保険金支払期間が3年に満たない場合は最長3年間。認知症・メンタル疾患による就業障害の場合は、最長3年6ヶ月(ただし主契約を限度とします。))まで保険金をお支払いします。

3

自宅療養中も補償!!

入院に限らず、通院・自宅療養、リハビリテーション中も保険金支払いの条件が満たされる限り、お支払いの対象となります。(医師の指示が必要となります。)

4

国内だけでなく海外も!!

就業障害の原因となる病気やケガの発生は、業務中、業務外で、国内外を問わず補償されます。レジャー中や、海外旅行、危険度の高いスポーツ中の事故でもカバーされます。

5

特約もセットされているので補償も充実!

- 認知症・メンタル疾患補償特約(精神障害補償特約(D))
⇒アルツハイマー等の認知症が社会問題になりつつあることを受け、メンタル疾患補償特約に認知症が補償対象となりました。ただし、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。(保険金支払期間:無給付期間(1年6ヶ月)終了後、最長3年6ヶ月)
- 妊娠に伴う身体障害補償特約(女性の方のみ)

6

全員加入型については健保組合が保険料を負担!!

無給付期間(1年6ヶ月)終了後、全員加入型として標準報酬月額20%を12ヶ月、健保組合が保険料を負担しております。また、保険料は団体割引率30%が適用されています。

■簡便な加入手続

ご加入にあたっては、WEB募集サイトから健康状況告知書の質問事項と申込プラン等を入力していただくだけで加入できます。告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります。

■1年ごとの更新契約

本プランは1年契約ですが、前年にご加入の皆さまについては、加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたプランで自動継続されます。(標準報酬月額が変更となる場合、または、ご年令の進行により保険料算出の年令区分が変わる場合等は、前年契約と比較して保険料が変更となりますのでご了承ください。)

■保険金は全額非課税の対象(2024年5月現在)

■お支払いいただく保険料は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。(2024年5月現在)

(注)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払しない主な場合については「補償の概要等」をご確認ください。

「いろいろ保険に入っているので大丈夫!」と思いませんか?

➡ 長期療養時に、医療保険で医療費カバーはできても、
(生活費の負担は続きます。)

➡ 健康保険組合等からの傷病手当金
(標準報酬月額 2/3 相当額・18 か月) が給付されますが、
その後の補償はかなり限定的です。

医療費 → 医療保険でカバー

生活費 → 基本的に医療保険、
生命保険*では
カバーされません

病気・
ケガによる
就業障害
発生

有給手当

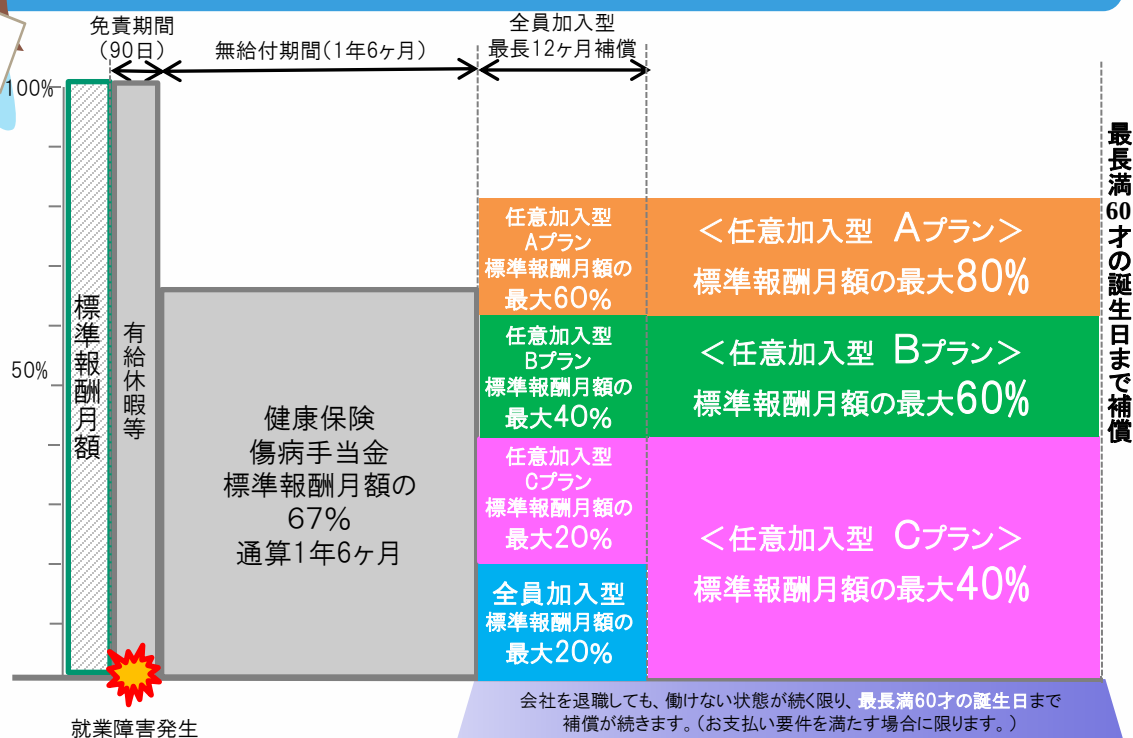
傷病手当金

障害認定された場合 → 障害年金
障害認定されない場合 → 公的給付なし

※生命保険の高度機能障害時の特約においては補償される場合もあります。



大塚グループ 長期収入サポート制度は、働けなくなったあなたとご家族をサポートします。



※本図は制度をわかりやすく説明するために簡略化したものです。 ※補償額の基準は健康保険法上の標準報酬月額となります。

※公的給付(傷病手当金、障害年金等)がある場合は、標準報酬月額から公的給付額を控除した額を基準として保険をお支払いします。

加入状況

■加入者の声

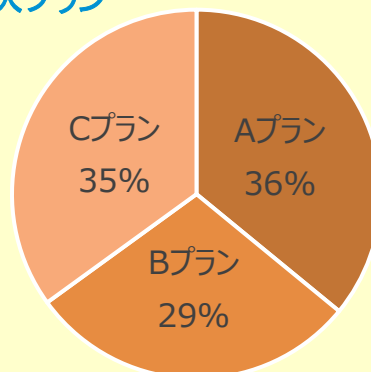
加入した理由ランキング

- 1位 病気や怪我が長期化した際の収入面の安心感
- 2位 保険料が安いから
- 3位 他では加入できないから

加入した方のコメント

- ・結婚、出産によって家庭環境が変化したので。
- ・社内のグループ制度のため安心感がある。
- ・補償内容が充実していたため、加入する事にした。

■加入プラン



■ Aプラン ■ Bプラン ■ Cプラン

出所：2020年度GLTD加入者アンケート

加 入 資 格：大塚製薬健康保険組合の被保険者（現役かつ本人に限る）で、2025年2月1日現在で満59歳以下の方。ただし、任意継続者を除きます。

保 険 期 間：2025年2月1日午後4 時より2026年2月1日午後4 時まで1年間

てん補期間：満60歳の誕生日まで(3年に満たない場合は3年間)

約定給付率：Aプラン80% Bプラン60% Cプラン40%（無給付期間（1年6ヶ月）は0%、無給付期間終了後12ヶ月はAプラン60% Bプラン40% Cプラン20%となります。）

免責期間：90日

特 約：認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約(D)）（最長5年*1）、妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)

*1 無給付期間1年6ヶ月を含む。ただし主契約を限度とします。

■団体総合生活保険 補償の概要等

【団体長期障害所得補償（GLTD＊1）定率型】

＊1 GLTDは団体長期障害所得補償（Group Long Term Disability）の略称です。

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償基本特約	病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間＊1を超えた場合 ▶就業障害期間＊2 1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 支払保険金＝（支払基礎所得額＊3×所得喪失率＊4-公的給付控除対象額*5）×約定給付率 ただし、支払基礎所得額*3に約定給付率を乗じた額が保険の対象となる方の平均月間所得額*6を超える場合には、平均月間所得額*6を約定給付率で除した額を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。 また、免責期間*1を超えても無給付期間（1年6ヵ月）中は、保険金をお支払いしません。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。 ＊1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます ＊2 「てん補期間＊7内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。 ＊3 就業障害発生時点の健康保険法上の標準報酬月額になります。 ＊4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 所得喪失率＝1－$\frac{\text{免責期間＊1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額＊8}}{\text{免責期間＊1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得＊9の額}}$ ただし、所得＊9の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 *5 保険金支払方法は、定率・公的給付控除あり型となります。 公的給付控除対象額は次の公的給付の合計額としますが、物価または賃金スライド部分は控除の対象となりません。 ①労働者災害補償保険法、船員保険法その他日本国の労働災害補償法令によって支給される休業補償給付または障害に対する年金給付もしくは一時金給付。ただし、一時金給付については、一時金給付を一時金額算出のために給付基礎日額に乗じる給付日数で除した金額を保険金給付1日についての控除額とします。 ②健康保険法その他日本国の健康保険法令によって支給される傷病手当金 ③国民年金法、厚生年金保険法その他日本国の社会保障法令によって支給される障害に対する年金給付 ④日本国外の法令に基づいて支給される休業補償給付または障害に対する年金給付もしくは一時金給付。なお、対象とする給付が一時金で給付される場合には、①の取扱いに準じます。 ＊6 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得＊9の平均月額をいいます。 ＊7 同一の病気やケガによる就業障害＊10に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間＊1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。 ＊8免責期間＊1開始以降に業務に復帰して得た所得＊9の額をいい、免責期間＊1の終了した月から1か月単位で計算します。 ＊9「業務に従事することによって得られる給与と所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 ＊10 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ・妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害（「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合は、お支払いの対象になります。） ・妊娠または出産による就業障害 ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ・保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約(D)）」をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害でてん補期間*1を限度にお支払いの対象になります。） ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ・発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といえます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害＊2＊3 等 ＊1「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害でてん補期間が限度となります。 ＊2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象となります。 ＊3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

免責期間＊1中	てん補期間＊1開始後
病気やケガに伴う、下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態＊2 ①その病気やケガのために、入院していること ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること ＊1免責期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「＊1」をご確認ください。 ＊2職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の場合、終日出社できず他の業務（軽作業や事務作業等）も全くできない状態です。	病気やケガに伴う、下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない＊2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率＊3が20%超である状態 ①その病気やケガのために、入院していること ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること ＊1てん補期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「＊7」をご確認ください。 ＊2 全く従事できない場合であっても、所得喪失率が20%を超えないときは、就業障害に該当しません。 ＊3所得喪失率については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「＊4」をご確認ください。